令和元年度　跡地等ガス調査結果（西尾市）

１．調査期間

令和元年８月 21 日～22 日

２．調査結果

調査項目 調査地点		メタン濃度 (ppm)	二酸化炭素濃度 (ppm)	硫化水素濃度 (ppm)
第１工区		0.9	22,000	0.02 未満
第２工区		0.8	16,000	0.02 未満
第３工区	①	2.4	15,000	0.02 未満
	②	13	7,000	0.02 未満
	③	2.2	22,000	0.02 未満
	④	28	24,000	0.02 未満
	⑤	0.4	34,000	0.02 未満
周辺地域		0.2 未満	20,000	0.02 未満

３．まとめ

・メタンについては0.2ppm未満～28ppmであった。採取箇所によって濃度が異なる要因として、埋設されている廃棄物の量や種類によって排出されるメタンの量が異なることが考えられる。

・二酸化炭素については、7000ppm～34000ppmであった。採取箇所によって濃度が異なる要因として、埋設されている廃棄物の量や種類によって排出される二酸化炭素の量が異なることが考えられる。また、前回調査時（2019年2月）と比較して気温が高いため、微生物等の活動が活性化したことにより酸素の消費量が増え、結果として二酸化炭素が高くなったことも考えられる。

・硫化水素については、前回同様全地点で0.02ppm未満であった。

４．参考値等

①　一般環境中のメタン及び二酸化炭素濃度

温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）の解析による 2017 年の世界の平均濃度は、メタンが 1.859ppm、二酸化炭素が 405.5ppm となっている。

また、日本の観測点は、３箇所あり 2017 年の平均値は、メタンが 1.939ppm、1.889ppm、1.905ppm、二酸化炭素は、409.3ppm、407.7ppm、409.5ppm となっている。

資料：気象庁ホームページ（二酸化炭素濃度の経年変化・メタン濃度の経年変化）

②　悪臭防止法による規制

「悪臭防止法」では、特定悪臭物質の濃度に係る規制基準が定められており、事業場の敷地境界において硫化水素は、第１種規制地域で 0.02ppm、第２種地域 0.06ppm、第３種地域

0.2ppm となっている。

※当該調査場所は、市街化調整区域であり第３種地域となる。

資料：「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年4月28日愛知県告示第378号）
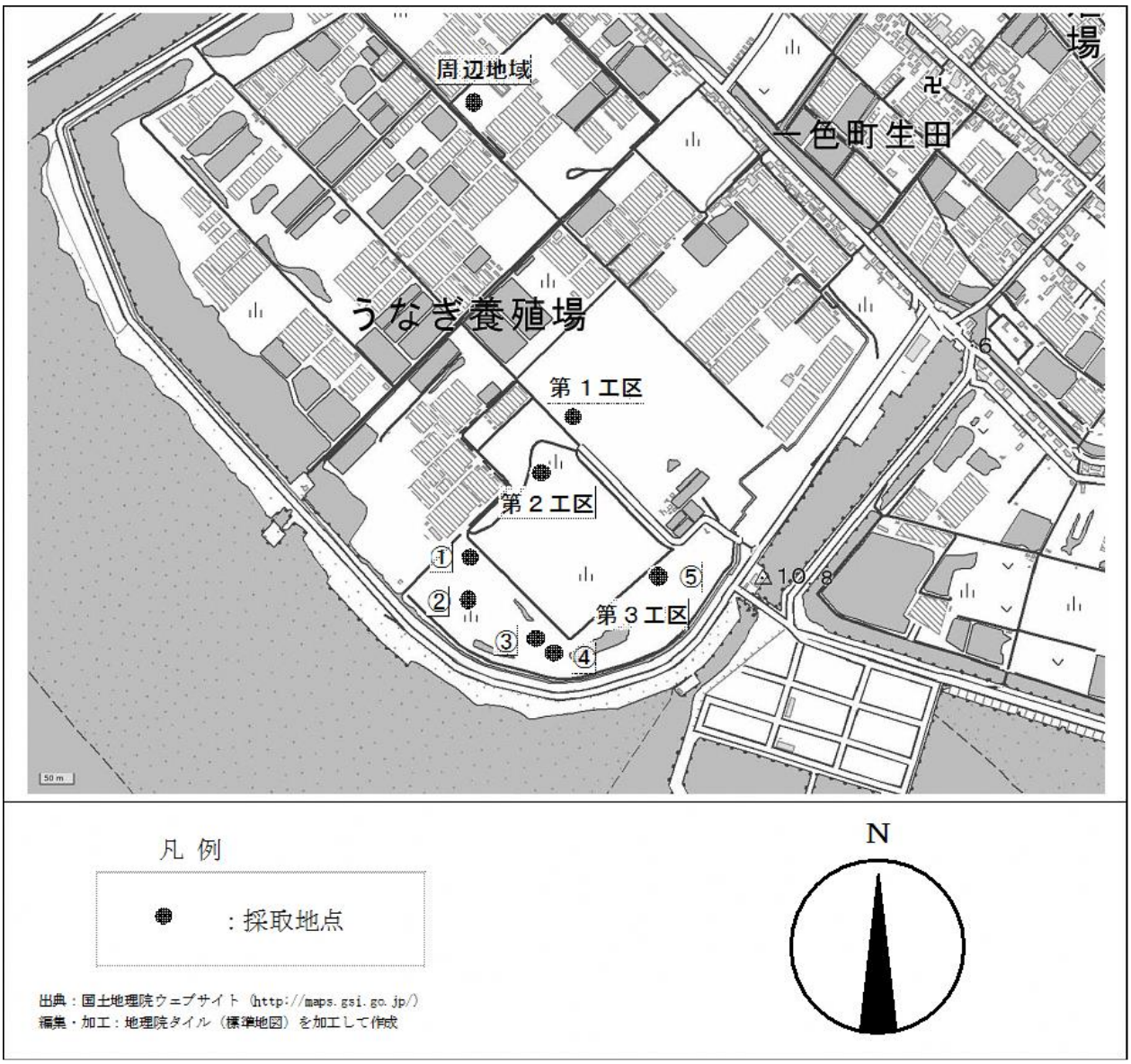
【産業廃棄物処分場跡地等ガス調査地点】